

平成27年9月前期定例会 議事録

- ・開催日時 平成27年9月14日（月曜日）15時01分～16時56分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員
（事務局）社頭事務局長 伊東副事務局長 中野人事主幹
毛利係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成27年8月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

9月定例県議会に提案された次の条例（案）について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

○乙第51号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の内容

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に一元化されることに伴う、引用条項の所要の改正

2 施行期日

公布の日

3 検討結果

今回の条例改正は、法改正により公務員の共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い、条例の条文中共済年金及び共済組合に関する箇所を、厚生年金に対応する内容に整理するものであることから、異議ないものと認められる。

3 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、鳥栖市長から組織等の変更について通知があり、これに基づき審査した結果、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を変更する必要があると認められるため、同規則の一部を改正する。

(施行期日 公布の日)

(改正内容)

別表

○鳥栖市

(1) 新たに指定する職

・本庁 教育委員会事務局 教育次長

〈指定する理由〉

平成27年7月6日の組織改正により、教育委員会事務局に教育次長が設置されることとなった。鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則別表において、「教育次長」は「教育長を補佐し、教育長の指示する事務を掌理し、鳥栖市教育委員会事務局の企画に参画する。」とされている。

このことから、教育次長を「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」（別紙資料「管理職員等の範囲の指定に当たっての考え方」2（2）該当）として、管理職員等に指定する必要がある。

(2) 廃止する職

・本庁 教育委員会事務局 教育部長

〈指定から除外する理由〉

平成27年7月6日の組織改正により、「教育部」が廃止されたため。

4 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

○報告事項

1 職員の給与等に関する報告資料の概要について

平成27年職種別民間給与実態調査の概要等について、事務局から報告した。

2 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について

各任命権者から回答があった「職員の給与等に関する勧告及び報告に対する意見等について」の内容を、事務局から報告した。

3 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について（高教組、県職労・佐教組）

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2015年秋季要請書」並びに佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で提出された「人事委員会勧告に向けた追加要求書」について、その内容を事務局から報告した。

4 教職員給与に関する要請書等について

日本教職員組合、日本高等学校教職員組合及び全日本教職員組合から全国人事委員会連合会会長への要請書及び同要請に対する全国人事委員会連合会給与部会事務局の回答内容について、事務局から報告した。

5 平成27年度佐賀県職員採用試験（高等学校卒業程度及びU・Iターン型民間企業等職務経験者）の申込状況について

標記試験の申込状況について、事務局から報告した。

6 平成27年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった、平成27年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

7 反論書等の送付について

平成27年（不）第1号事案について、審査請求人から反論書及び文書成立の認否に関する書面の提出があったこと、及び処分者に対しその副本を送付するとともに必要があれば再答弁書を提出するよう依頼したことについて、事務局から報告した。

8 懲戒処分について

平成27年8月25日付け及び9月9日付けで佐賀県教育委員会が行った懲戒処分について、事務局から報告した。

9 平成26年（不）第1号事案に係る職権証人調べの審理調書について

平成26年（不）第1号事案に係る職権証人調べ審理調書を作成し、写しを両当事者へ送付したことを、事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について